

令和 6 年 4 月
仙台市水道局

水道管布設工事の諸経费率算定基準変更について【お知らせ】

仙台市水道局が発注する工事の積算方法について、下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

記

1 適用対象

仙台市水道局が発注する水道管布設工事

2 変更内容及び適用時期

	諸経費 ^{※1} 率の算定基準	諸経費 ^{※1} の補正
令和 6 年 3 月以前の単価により予定価格を算出する工事	土木工事標準積算基準書（宮城県）	諸経費 ^{※1} の対象額から特殊製品費 ^{※2} の 2 分の 1 を控除
令和 6 年 4 月以降の単価により予定価格を算出する工事	水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）	

※1：諸経費＝共通仮設費、現場管理費及び一般管理費

※2：特殊製品費＝二次・三次製品全般及び、それらの付属材料に係る材料費

3 留意事項

各工事の適用単価については、施工条件明示書の「積算年月」をご確認ください。

4 お問い合わせ先

水道局 給水部 計画課 技術管理係 電話 022-304-0031

以上